

5. 方針の具体化に向けて

(1) 景観法の導入について

■景観法・景観行政団体について

地域の特徴を生かした景観づくりを進めていくには、景観法（平成17年施行）を活用することができます。景観法は、わが国初の景観に関する総合的法律です。景観法では、届出制により、地域の景観の特徴に合わせた緩やかな規制・誘導が行うことができるようになります。また、景観に重要な公共施設を指定して景観に配慮した整備を行う制度や、地域住民の合意による景観協定制度、地域の景観の象徴となる建造物や樹木を指定して保全する制度などを活用することができますようになります。

市町村がこのような景観法に基づき景観行政を行うには、景観行政団体となり、景観計画を定め、景観条例を制定することが必要です。景観行政団体となっている県内の市町村は、水戸市、つくば市等の5市です（平成21年3月末現在）。

石岡市は、今後、できるだけ早い時期に景観行政団体となり、本市の特徴をさらに生かした景観行政を目指していくこととします。

景観計画の対象となる区域は、市内全域を想定し、市内のどこからでも景観づくりが進められるようにします。景観計画区域では、景観に与える影響の高い建築、開発等の行為を届出制とし、誘導・規制を図ることとなります。景観法に基づく景観計画策定や景観条例制定により、石岡市では、本市の現況に合わせ、良好な眺望点における山並みの景観との調和等を考慮し、景観工学に基づいてより適切な誘導・規制がなされるよう届出対象行為を定めていきます。また、その行為は、様々に行われる建築、建設、開発等の可能性を想定して、市内全域では比較的緩やかにしつつ、一方で、良好な景観形成を図る地域では、その地域特性に見合った適切な範囲の行為を定めます。石岡市全体でメリハリを効かせた区域設定とし、同時に地域で話し合いながら検討していくこととします。

市域全域で想定される届出対象行為（先導的な景観形成地区では別基準）

行為	届出対象
建築物の建築等	高さ10m超又は延床面積1,000㎡超
工作物の建設等	高さ10m超（よう壁は2m超）
開発行為	面積10,000㎡以上

■景観形成基準について

建築、建設、開発の各行為で届出された内容は、景観形成基準によって規制・誘導を図っていきます。

建築の景観形成基準は、位置、形態・意匠、色彩、材料、外構・植栽等の項目から定めます。位置は、周辺の景観を阻害することがないように配慮することとともに、道路の歩行者に圧迫感を与えない位置に後退することなどの内容を検討します。形態・意匠は、周辺の景観を阻害することがないように配慮すること、外壁や屋上に設ける建築設備が露出しないよう遮へいすること、建築物の高さを抑えることなどの内容を検討します。色彩は、自然や街なみの特徴に合うように、建築物の外観でもっとも大きな面積を占める色彩について色相・明度・彩度の範囲を検討します。材料は、周辺の景観を阻害することがないように配慮することとともに、経年変化に対する維持管理に優れたものを活用することなどの内容を検討します。外構・植栽等は、沿道に対し開放感を持たせるよう配慮すること、周辺の景観との調和に配慮することなどの内容を検討します。さらに、駐車場、ゴミ集積所、自動販売機、照明設備等の設置にあたっては、周辺の景観との調和に配慮することなどの内容を検討します。

工作物の建設における景観形成基準は、位置、色彩の項目について建築物の基準と同様の内容を検討します。

開発における景観形成基準は、現況の地形を生かし、よう壁前面やのり面の緑化等の修景、周辺景観との調和に配慮することなどの内容について検討します。

これらの景観形成基準は、全市を対象に緩やかに、また、良好な景観形成を図る必要性の特に高い地域については必要に応じてより詳細に基準を定めていくこととします。

石岡市において想定される景観形成基準

届出対象行為	区分	基準
建築物の建築等	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観を阻害することがないように配慮する。 ・道路の歩行者に圧迫感を与えない位置へ後退する。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観を阻害することがないように配慮する。 ・外壁や屋上に設ける建築設備が露出しないよう遮へいする。 ・建築物の高さを抑える。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や街なみの特徴に合う色相・明度・彩度とする。
	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観を阻害することがないように配慮する。 ・経年変化に対する維持管理に優れたものを活用する。
	外構・植栽等	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道に対し開放感を持たせる。 ・駐車場、ゴミ集積所、自動販売機、照明設備等の設置にあたって、周辺の景観との調和に配慮する。
工作物の建設等	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観を阻害することがないように配慮する。 ・道路の歩行者に圧迫感を与えない位置へ後退する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や街なみの特徴に合う色相・明度・彩度とする。
開発行為	—	<ul style="list-style-type: none"> ・現況の地形を生かし、よう壁前面やのり面の緑化等を修景する。 ・周辺景観と調和に配慮する。

(2) 関連施策について

■良好な景観形成のための屋外広告物の設置行為の管理について

市内の屋外広告物は、良好な景観形成と安全な取り付けを図ることを目的とした屋外広告物法、同法に基づく県条例によって設置行為が管理されています。しかし、違反設置の屋外広告物が現状であまりにも多く、今後、良好な景観を形成するためには、特に良好な景観形成を目指す地域を中心に適切な規制・誘導を図ることが必要であることから、今後、市条例による屋外広告物管理を検討することとします。

■関連事業について

今後、石岡市の良好な景観形成に大きな影響が予想される事業として、国道6号バイパスの整備と、朝日トンネルの建設が挙げられます。これらの幹線道路建設においては、国道6号バイパスにおける筑波山の良好な眺望の確保や、朝日トンネルの建設に伴うその沿道の適切な景観誘導など、それぞれの良好な地域の景観形成に資する配慮が求められます。

また、常陸国衙跡等発掘調査が完了し、常陸国衙跡や府中城跡の全容が明らかとなったことにより、中心市街地における歴史的景観の重みに一層の配慮が求められます。

さらに今後、都市計画マスタープランの実現化の一環として、八郷地区への入り口3箇所に「交流プラザ」（来街者と地元の交流の場）が設けられる予定であることから、この交流機能を高めるためにも、周辺地域の特徴ある景観の確保・形成が求められます。

石岡市の景観に関連する事業

名称	概要	担当部署・法制度
国道6号バイパスの整備	筑波山の眺望が良好であると考えられ、その確保・活用が求められる。	関東地方整備局
朝日トンネルの建設	交通量の増大に伴い、良好な田園景観の変ぼうが予想されるため、その保全が求められる。	石岡市、土浦市
歴史的遺産の活用	常陸国衙跡や府中城跡の全容を明らかにするとともに市内に残る歴史的遺産を地域資源としての活用が期待される。	石岡市教育委員会
交流プラザの整備（都市計画マスタープラン）	八郷地区への入り口に設け、地場産業の発信、環境教育の場、案内センターの機能も兼ね備えた「交流プラザ」からの特徴ある景観の確保が求められる。	石岡市

(3) 先導的な景観形成地区について

石岡市の景観形成を進めるには、景観まちづくりとは何か？という基本的な事項から、今後、市民や事業者の理解・協力を広げていく必要があります。そのため、まずは良好な景観形成を具体化するのに効果的と判断される地区から先導的な取り組みを進めていくこととします。

本計画では、先導的な景観形成を果たすべき地区として、市民アンケートやワークショップの結果も踏まえながら、1) 景観の骨格にかかわる地区の景観形成、2) 市民の関心の高い地区の景観形成、3) その他緊急性が高いと考えられる地区の景観形成、を対象に定めます。また、この他の地区についても、順次、地域における話し合い等を進めながら、取り組み対象として検討を進めることとします。

先導的な景観形成地区（案）

視点	方針	方策
市内の景観資源をつなぐ骨格にかかわる地区	市内の骨格となる眺望点（恋瀬川をはじめ市内の水系における主要な橋）からの景観を保全するとともに、より良好な景観を形成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築・開発行為等における形態・色彩の規制等の検討 ・ 屋外広告物の規制等の検討 ・ 交通安全施設の修景整備 ・ 協働による清掃等の推進
市民の関心の高い地区	歴史文化資産を生かしながら、中心市街地の賑わいある景観を形成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的建造物の保全 ・ 電線類の整理 ・ 開発、建築行為等における位置・形状・色彩等の規制・誘導 ・ 賑わいづくり（中心市街地活性化方策）の推進
良好な景観を保全する緊急性が高い地区	フルーツライン沿線、ふるさと農道沿線の良好な田園景観の阻害を防止するとともに、美しい山並みの眺望の確保を図る。また、その周辺地域の良好な集落景観の保全を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築、開発行為等における位置・形態・色彩等の規制・誘導 ・ 屋外広告物の規制・誘導 ・ 交通安全施設の修景整備 ・ 電線類の整理 ・ 茅葺き民家の保全 ・ 休耕田の活用・山林の活用等



骨格となる水系から眺望を保全し、より良いものを目指す

中心市街地の賑わいある景観を形成する

山並みを妨げずない側に電柱が建つフルーツライン、ふるさと農道沿線の良好な田園景観を保全する

景観形成手法を整理すると下図のような計画案となります。

景観形成基本計画図（案）

